

十九 一	八 利行 行 価	七 振替 單	六 最低額 面	五 払込金 額	四 發行方 法	三 用振替 法項及 の適	二 の法律 項及び 適	一 名稱及 び記	条件等 を次 のと おり告 示する。 ○財務省告 示第百三 十号～第六 条第十 項の規 定に基 づき、	平成省令 第三十 二年三月 八日より告 示する。	
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 二額十二 パ百二十 円セ ン ト き 百 円 十 六 錢	利行 行 価	格日	位	金額	方法	五百二五額い募振の以律社 万二百万面に集替適下「平 円十八円金よ取機用を振替法」 円億額る扱機関は日本銀行によ 五千二百八億千七百九十九 五百二十五万八千七百九十一	利付 付 別 回 、株 式等の振替 に受けるものとし、その規 定	特 別 年 債 券 （ 平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 ） （ 平 成 十 三 年 法 律 第 四 十 六 号 ） （ 平 成 十 三 年 法 律 第 四 十 六 号 ）	利付 債券 （ 二 年 ） （ 二 百 八 ） （ 平 成 十 三 年 法 律 第 四 十 六 号 ）	財務大臣 菅直人	○財務省告 示第百三 十号～第六 条第十 項の規 定に基 づき、

(一)

るす出額。るしに各期た加募集日金額、次扱機に払を第の算関込十八式はも号に、のによ払と規り込す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{21}{365}$$

(二)

税人にの法す国をかのれ中れに
乗ら算るのる係發行時におい
率が当算入る債者をじ當式に口もる
適該式で者を乗じた該に座の所にと得
用非にあが發金額にについ記し税
に第業う算八きた受住り合住にた百出は
つ十日。式月る金額け者算にに算てが
い五にたに十。額る又出は者おだは振源、
て号支當だよ五同に払たしり日を所はし、又いし分し、は替泉そ
じおうる、算を控得外た前はて、のた前記口徵の
いへと支出支除税國金記外取当二金記録座收利
て以き払し払すの法額(+)國得該十額(+)さ簿さ子

規下は期た期平
定、が金と成る税人にの法す国をかのれ中れに
す次そ銀額し二こ率が当算入る債者をじ當式に口もる
る号の行を、十とを適該式で者を乗じた該に座の所にと得
期及翌休支次二が乗用非にあが發金額にについ記し税
日び営業払の年でじた受住り合住にた百出は
に第業う算八きた受住り合住にた百出は
つ十日。式月る金額け者算にに算てが
い五にたに十。額る又出は者おだは振源、
て号支當だよ五同に払たしり日を所はし、又いし分し、は替泉そ
じおうる、算を控得外た前はて、のた前記口徵の
いへと支出支除税國金記外取当二金記録座收利
て以き払し払すの法額(+)國得該十額(+)さ簿さ子

十
八
七
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

平
成
二
十
二
年
三
月
八
日
日
本
銀
行
百
四
年
田
に
月
つ
き
百
五
円
額
金
十
支
払
日
と
う
。前
月
各
月
支
間
払
八
月
に
十
す
お
五
日